

# ＜参考＞ その他

以下の措置は、今回の報告書の国・地域としては対象外であるが、昨今、導入され、貿易歪曲効果を有する措置であることから、取り上げることとしたものである。

## アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大

### ＜措置の概要＞

2008年11月4日付官報で金属製品（エレベータなど）について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務づける非自動輸入ライセンス制度の導入を告知。その後、同制度の対象品目を拡大し続け、2010年12月10日には、産業省が自動車を対象品目に加えるとともに、輸入実績の8割までしか輸入許可証の発給を認めないとする新たな規制を2011年1月より開始する旨を公表した。さらに、2011年2月16日付の官報で新たに179品目を非自動輸入ライセンス制度の対象に追加することを決定し、対象品目は約600品目にも達している。加えて、輸入事業者に対する輸出入均衡要求（例えば、1ドルの輸入を行う条件として、1ドルの輸出を求める措置）を実施。従前より同制度の実施によって、我が国からのアルゼンチンむけの貨物の貿易が滞り、貿易に影響が出ているが、対象品目の拡大等により、更なる貿易への影響が懸念される。さらに、2012年2月には、追加的な輸入許可制度として事前宣誓供述制度を導入し、輸入者はあらゆる輸入品について事前に歳入庁に申請を行うことが必要となった。

なお、2013年1月25日には、非自動輸入ライセンス制度が撤廃されたが、その他の措置（事前輸入宣誓供述制度、輸出入均衡要求など）は依然として存続している。

### ＜国際ルール上の問題点＞

輸入許可手続に関する協定では、非自動輸入ライセンス制度を導入する場合、輸入に対する貿易制限的なものであってはならず（第3条1項）、またその許可に関しては原則として輸入申請後30日（申請を同時に処理する場合には60日）以内に処理しなければならない（第3条5項（f））とされている。しかし、我が国からアルゼンチン向けの多くの品目について、申請後60日経過後も輸入ライセンスが発給されておらず、このようなアルゼンチンの輸入ライセンス制度の運用は輸入許可手続に関する協定第3条に違反する。また、輸出入均衡要求や事前宣誓供述制度を加えたこれらの輸入制限的措置は、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」に抵触する可能性がある。アルゼンチンは、販売前における監視及び管理制度導入を目的とするとしているが、GATT第20条の一般的例外として、恣意的若しくは正当とは認められない差別的待遇及び国際貿易の偽装された制限でないか否かについての検討が必要。

### ＜最近の動き＞

2009年3月に駐日アルゼンチン大使に対して、WTOルールに整合的な運用とするよう要請し、現地でも、駐アルゼンチン日本大使館よりアルゼ

ンチン生産省に対し、本件への善処を求めた。同年4月には、日本・米国・EU・カナダ・中国はWTO輸入ライセンス委員会において、アルゼンチンに対して書面による質問を行ったが、アルゼンチン政府は、非自動輸入許可制度の対象とした品目の選定基準として「2008年以降の世界的な経済・金融危機を受けて、経済動向に影響を受けやすい品目についてはモニタリングが必要である」と説明。また、非自動輸入許可制度の必要性については「輸入品がアルゼンチン国内の基準・規格等を遵守しているかを水際で確認するため」と説明した。しかし、措置の改善が見られなかったことから、2010年に開催されたWTO輸入ライセンシング委員会や物品理事会においても、米国、EU等と連携し、累次にわたりアルゼンチンに対して措置の改善要望と懸念表明を行い、2011年3月には、現地大使館や二国間協議を通じて申し入れを行った。さらに、2011年10月に開催された輸入ライセンス委員会及び物品理事会において、米国・EU等と連携してアルゼンチンに対して懸念を表明したが、改善が見られなかったことから、2012年3月、日本・米国・EUを含む14カ国・地域がWTO物品理事会において共同で懸念表明を行った。2012年5月には、EUがアルゼンチンに対しWTO紛争解決了解に基づく二国間協議要請を実施。我が国を含む8カ国（日本、米国、カナダ、豪州、メキシコ、ガテマラ、トルコ、ウクライナ）が第三国（オブザーバ）参加した。我が国は、産業界（日本貿易会、日本機械輸出組合、電子情報技術産業協会、日本商工会議所等）による改善要望も踏まえ、2012年8月、米国及びメキシコとともに二国間協議を要請し、9月にジュネーブにおいて協議を実施したが、満足のいく解決を得られなかったことから、2012年12月6日、米国・EUとともにパネル設置要請を行い、2013年1月28日、パネルが設置された。今後、パネリスト（3名）、検討手続及び日程の確定を経て、パネル審理が開始される見込みである。引き続き我が国としては、アルゼンチン側の本措置への対応

を注視していく。

## ウクライナの穀物輸出規制（輸出割当）

### <措置の概要>

ウクライナ政府は、2010年10月、干ばつに伴う国内の穀物生産量の減少等に伴い、小麦、大麦、とうもろこし等に対する穀物輸出割当を導入した。その後2回の延長を経て、2011年、とうもろこしは5月5日に、小麦、大麦は6月3日に、メスリン、ライ麦、そばについては6月30日にそれぞれ廃止された。

また、2011年7月1日から2012年1月1日までの予定で小麦、大麦、とうもろこしに輸出税が課されたが、小麦、とうもろこしの豊作が見込まれたことから、同年10月22日にこれらの輸出税は撤廃された。

FAOの統計によると、ウクライナの輸出量シェア（2010年）は、小麦及び小麦粉が2.9%（世界8位）、大麦が17.3%（同2位）、とうもろこしが2.6%（同6位）となっている。

### <国際ルール上の問題点>

ウクライナは小麦、大麦の主要な輸出国であり、輸出割当措置は、世界の穀物需給や価格にも影響を及ぼすものであった。ウクライナ政府は導入の理由について、GATT11条2(a)における「危機的な食料の不足」を挙げたが、WTO協定上、明確に問題があるとは言いきれないものの、小麦、とうもろこしの輸出余力が残っており、「危機的な食料の不足」と言える状況であったかどうかについては疑問が残る。また、現状では、輸出規制措置に関する加盟国への情報開示の仕組みが十分整備されているとはいえ、各国の措置がGATT11条2項や20条に整合的か否かについて判断できないという問題がある。

### <最近の動き>

報道によると、2012年9月5日、ウクライナ農相と穀物輸出ユニオンは、2012/13年度の穀物に

ついて自主的な輸出枠に合意（小麦400万トン、大麦300万トン、とうもろこし1,240万トン）したが、同年11月以降、小麦などの輸出枠を見直しながら輸出を継続している。

2012年11月のWTO農業委員会では、我が国の他、豪州、EUから輸出規制導入の可能性を質したのに対し、ウクライナから、仮に導入する場合にはWTOのルールに則り行う旨の回答があったところであるが、今後とも状況を注視していく必要がある。

## トルコの商標権侵害問題

### ＜措置の概要＞

2008年7月、トルコ最高裁判所により、商標権の保護に関する法令第556号（Decree Law 556）の商標権侵害に対する刑罰規定について「政令において刑罰を定めることは違憲であり、6ヶ月後の2009年1月5日をもって、同政令における刑罰規定は効力を失う」という判決が言い渡された。更には、行政機関が定める政令により罪及び刑罰を定めることができない旨を定めた改正刑法が2009年1月1日に施行されたことにより、上述の政令の刑罰規定は同日より無効となった。

しかし、法律をもって罰則を定めた改正商標法が2009年1月28日まで制定されなかったため、商標権侵害に対する刑罰規定が存在しない空白期間が生じた。これに加えて、トルコ憲法において、刑罰を定める条文が改正された場合、犯行の時点で有効な法律、又は犯行後に施行された法律のうち、もっとも被告人に有利な法律を適用する旨が規定されていることから、改正商標法施行（2009年1月28日）以前に行われた商標権侵害行為に係る刑事裁判で、判決までに上記空白期間を含むものについては、もっとも有利な法律として処罰規定のないものが適用される結果、被告人に無罪判決が言い渡されている。また、権利侵害品が①公共の安全を害する物である場合、②他の刑事事件の対象物となっている場合などは、例外的に当該侵害品を没収する旨の判決が下されているもの

の、それら以外については、捜査段階で押収した権利侵害品については、原則として被告人に返還する旨の判決が下されている。

### ＜国際ルール上の問題点＞

2009年1月1日に上述の政令の刑罰規定が失効し、同月28日の改正商標法施行まで商標権侵害に対する刑罰規定が存在しなかったことは、知的所有権侵害行為に対する権利行使手続を国内法で確保することを求めるTRIPS協定41条、及び商標の不正使用について適用される刑事上の手続及び刑罰の制定を義務づける同協定61条に違反する。

### ＜最近の動き＞

本件に関しては、2010年2月4日、政府模倣品・海賊版対策窓口に対し、知的財産権の海外侵害状況調査制度に基づく企業からの申立てが行われたことを受け、同年6月4日、我が国政府として、事実関係等の調査の実施を決定し、11月4日には日本、米国、欧州が共同でTRIPS協定上の義務の遵守のため、商標権侵害に対する刑罰規定が存在しない空白期間に押収された権利侵害品の市場環流防止を含めたトルコ政府が取り得る方策を提案し、本件の早期対応をトルコ政府へ要請した。また、2011年5月には、日本政府が、司法省、最高裁判所、各地の知的財産裁判所を訪問し、権利侵害品の環流防止に向けた仮差し押さえの手続き簡素化等、本件への早期かつ適切な対応を再度要請した。さらに、2012年2月のWTO/TPRB会合、同年7月の日トルコ貿易・投資閣僚会合の場等においても、解決を要請した。

## 南米における模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題等

南米地域においても、我が国企業の模倣品・海賊版被害は深刻である。特許庁発表の「2012年度模倣被害調査報告書（2013年3月）」によれば、模倣被害ありと回答した我が国企業のうち、7.2%が中南米地域で被害（製造、経由、販売消

費いずれか)を受けていると報告されている。そして模倣品の多くは、東アジアあるいは東南アジアで製造されたものであり、大市場国であるブラジル等に、直接あるいは周辺国を中継して流入しているとの指摘がある。これに対し、権利行使に関する実効性の確保については、輸入国における取締機関の不十分な対応が効率的な取締りを妨げる要因となっているとの指摘もあり、必ずしも十分とは言えない状況にある。効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、加盟国に対して権利行使手続により効果的かつ迅速な措置を可能とするよう求める TRIPS 協定（第 41 条等）の義務に違反する可能性がある。

こうした状況の改善に向け、我が国はブラジルやチリの取締機関職員を対象とした真贋鑑定セミナーを開催するなど、取締機関職員の能力向上のための協力事業を実施しており、このような取組を継続する必要がある。また、国際刑事警察機構（ICPO）と世界税関機構（WCO）が連係し、南米各国の警察・税関、民間企業が協力して模倣品・海賊版取締りを行うジュピター（Jupiter）作戦が 2005 年から実施されるなど、国際的な支援活動も展開されており、今後とも、これらの支援を継続するとともに、TRIPS 協定及び我が国との EPA の規定の履行状況について注視し、各国に権利行使の実効性を高めるよう働き掛けていくことが重要である。

## モンゴルの外資規制法の制定

### <措置の概要>

モンゴル政府が国会大会議（国会）に提出した「戦略的分野において事業活動を行う企業に対する外国投資を調整する法律（以下、外資規制法）」が 2012 年 5 月 17 日に可決され、制定された。

本件は、外資が戦略的分野（鉱物資源、銀行・金融、マスメディア・通信）に投資する場合に、国家安全保障の観点から規制を行うもので、外資比率 49% 以上かつ投資金額が約 60 億円以上の場合には、国家大会議の承認が必要とされている。当

該分野で事業を行う企業の株式を 1/3 以上取得する場合や経営幹部の人事等について、モンゴル政府の承認が必要とされる。

本法を理由に、現在、モンゴルに進出している日系企業の活動が阻害されることや当該分野の日系企業へのライセンス交付が承認されない恐れ等もあることから、影響が懸念されている。

### <国際ルール上の問題点>

本法の対象となる戦略的分野は、モンゴルが WTO サービス協定（GATS）上、自由化約束した分野（実務サービス（エンジニアリング・サービス、鉱業に付随するサービス等）の一部、通信サービスの一部、金融サービスの一部等）が含まれており、GATS 第 16 条及び第 17 条違反の可能性が高いと思われる。

### <最近の動き>

日モンゴル EPA 交渉の場を通じて、本件に関する問題点を指摘、モンゴル側に善処を求めた。また、2012 年 10 月に開催された枝野経済産業大臣（当時）とボルド外務大臣との会談等の機会を通じて、モンゴル側に再度善処を求めた。

## ウクライナの乗用車に対するセーフガード措置

### <措置の概要>

2011 年 7 月、ウクライナ経済発展・貿易省は、同月 2 日付ウクライナ政府国際貿易委員会の決定（No. SP-259/2011/4402-27）に従い、2008 年から 2010 年を調査対象期間とし、輸入乗用車（排気量 1000cc～1500cc 及び 1500cc～2200cc の乗用車）に対するセーフガード調査を開始。利害関係者等を対象とした公聴会の実施を経て、2012 年 4 月、同省は、国内における輸入乗用車の相対的増加、国内産業への損害のおそれ等を認定する調査報告書を利害関係者へ送付、ウクライナ政府国際貿易委員会に対し、セーフガードによる追加関税の特別措置を発動すべき旨の提案を行った。2013 年 3 月

14日、ウクライナ政府国際貿易委員会は右調査報告書を踏まえ、輸入乗用車を対象に、排気量1000cc～1500ccの輸入乗用車に対して6.46%、排気量1500cc～2200ccの輸入乗用車に対して12.95%の追加関税を課す3年間のセーフガード措置発動の決定を公表。公表から30日後に、当該セーフガード措置が発動される予定。

#### ＜国際ルール上の問題点＞

ウクライナへの乗用車輸入台数は、調査対象期間である2008年から2010年にかけて増加傾向が見られず、2010年の輸入水準は2008年を大幅に下回っていた。これは、セーフガード協定第2条1項に規定されるセーフガード措置の発動要件である「輸入の増加」に関し、過去の上級委報告<sup>1</sup>で示された「重大な損害またはそのおそれを発生させるにあたり十分な近時性 (recent)、突然性 (sudden)、急激性 (sharp) 及び重大性 (significant)」を有する「輸入の増加」に該当しないと考えられ、発動要件を満たさない可能性が高い。また、セーフガード発動要件としてGATT19条に規定される「事情の予見されなかった発展」の存在についても、ウクライナからは本件にかかる十分な説明がなされていない。その他のセーフガード発動要件である「国内産業への重大な損害またはそのおそれ」および「因果関係の存在」に関しても、国内生産者が直面している困難な状況は、輸入増加の結果ではなく2008年の経済危機等他の要因に起因する可能性があるが、ウクライナの調査報告書の中で、輸入増加と国内産業への損害・そのおそれとの間に真性克実質的關係があるかに関して十分な説明がなされていない。従って、本件セーフガード措置は、GATT第19条及びセーフガード協定に違反する可能性が高い。

また、セーフガード協定第12条により、セーフガード発動国は、調査開始、損害認定、措置発動

決定の各段階においてWTOセーフガード委員会へ直ちに通報する旨義務付けられているが、ウクライナ政府は、2012年4月の損害認定及び措置発動決定から1年近く経た、2013年3月21日、WTOへの通報を行っている等の手続上の問題もある。

#### ＜最近の動き＞

我が国は、2011年の本件調査開始以来、ウクライナの本件措置に関する動向を注視してきており、2011年10月及び2012年4月には、WTOセーフガード委員会においてEUとともに懸念を表明。同時に、公聴会への参加、二国間協議の実施、ウクライナ経済発展・貿易大臣宛書簡等を通じて本件セーフガード措置への懸念を表明、ウクライナ側に措置の発動を控えるよう要請していた。2013年3月、ウクライナ政府による当該措置発動の通知を受け、WTO物品理事会において、EU及び他の加盟国と連携し、セーフガード発動の決定を速やかに撤回するよう要請した。我が国としては、引き続き、あらゆるチャネルを活用し、ウクライナに対してセーフガード発動の決定を速やかに撤回するよう働きかけていく。

1 アルゼンチン-履物 (DS121)